

Title	オーストラリア多言語教育政策の社会言語学的研究
Author(s)	松田, 陽子
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49381
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 大阪大学の博士論文について をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【54】

氏名	まつ だ よう こ 松 田 陽 子
博士の専攻分野の名称	博 士 (文 学)
学位記番号	第 22400 号
学位授与年月日	平成20年7月18日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文名	オーストラリア多言語教育政策の社会言語学的研究
論文審査委員	(主査) 教 授 真 田 信 治 (副査) 准教授 渋谷 勝己 教 授 土 岐 哲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、オーストラリアの言語政策について、言語教育に関わる政策に焦点を当て、社会言語学的な見地から論じたものである。オーストラリアでは1970年代から多文化主義を唱道するようになり、80年代後半には、多様な移民や先住民の言語問題と対外政策上重要な言語の習得について、国として取り組むべき課題とされるようになった。本論文では学校教育における多様な言語の教育の推進を目指す国家レベルの言語政策と、ニューサウスウェールズ州の先住民言語政策を主たる考察の対象にしている。全体は序章、終章を含む12章から構成されている。400字詰め原稿用紙にして約600枚の分量である。

序章では本論文における言語教育政策研究の目的と課題、方法と研究枠組みを提示し、本研究に関わる先行研究について論じている。

第1章では、まずオーストラリアの多文化主義の展開について、1970年代の創成期から現在までの変化を概観し、その多文化主義の特徴を明らかにしている。続いて、第2章では最初の国家言語政策である1987年のNPL: National Policy on Languages (「言語に関する国家政策」)について、第3章では1991年のALLP: Australian Language and Literacy Policy (「オーストラリアの言語・リテラシー政策」)について、第4章では1994年のNALSAS: National Asian Languages and Studies in Australian Schools (「アジア言語文化特別教育プログラム」)について、それぞれ精査している。第5章では90年代のアジアとの経済関係重視政策の影響の中で、学校教育現場でどのような状況が起きていたかを、学校でのフィールドワークを中心に分析している。第6章では上述の3つの言語政策を経て、オーストラリアの言語教育が「異文化間言語学習」の推進へと向かいつつある2000年代の動向を政策文書とフィールドワークによって明らかにしている。第7章では先住民言語政策に焦点を当てて歴史的変遷と現状分析を行い、第8章ではニューサウスウェールズ州での先住民言語政策の展開について考察し、言語教育実践の状況をグンバインギル語の事例についてフィールドワークをもとに分析している。そして、これらの研究を通して、政策決定に影響を及ぼすのは、「媒介力」と「言語観の変容」であることを明らかにしている。第9章では多文化主義の実践の上で一つの柱となる「アクセスと平等」という理念について考察し、第二言語としての英語教育や翻訳・通訳サービスなど、社会的公正のための言語サービスを中心とした政策に関して「言語対応政策」の観点から記述している。そして第10章では、同じ移民国家であるアメリカの言語政策との対比を試み、言語政策策定の動機付けの面からの比較を行っている。

終章では本研究の総括を行い、最後に、多文化化が進みつつある日本社会の多言語化の現状に鑑み、日本での多言語教育に関する課題を指摘し、今後、国として言語政策の策定による体系的な対応をしていく必要があるとして、その方向性を提示している。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

言語政策の研究には学際的な視野が必須である。言語学的視点のほかに様々な分野からの研究視点が必要とされるのである。さらには、国家や自治体による政策決定の流れなどの社会をマクロに見る視点と、個人の言語運用に関わるミクロな視点も必要である。

本論文は、オーストラリアの言語教育政策を事例に、言語問題が社会状況とどのように関わるといえる点について、社会言語学的な立場からの考察を加えたものである。本論文で評価すべき点は、言語教育政策を変革する力がどのようなプロセスにおいて作用し、その影響がどのように教育現場に作用していったのかという二つの局面を焦点化する新しいアプローチの仕方を提示したことである。さらには、政策策定のプロセスを社会状況も視野に入れてマクロに捉える視点と、政策実施によって教育現場において生じた影響や

効果をミクロに捉える視点の両者を統合しつつ分析したことも高く評価される。

ただし、本論文では、あくまで言語政策の策定者の立場、言語教育の教育者の立場からの検討に重点が置かれ、その政策なり教育なりの具体的な内容が、学習者個人にどのように受容され、どのような言語意識のもとにどのような言語行為として表現されているのかといった、施策を受ける側からの検討がやや手薄なように見受けられるのである。現場で生活する普通人の生活誌を描く立場、草の根運動を記述する立場からは少し距離があるように感じられるのである。施策を受ける側、特にマイノリティたちの心根を受け止めるためには、現場における生活者自身の言語表現そのものを詳しく記述するフィールドワークが必要なのではなかろうか。この面で申請者の今後の研究実践に期待したいのである。

いずれにしても、マルチカルチュラルなオーストラリア社会の多文化主義・多言語教育政策のプロセスを丹念に辿り、これからの日本語社会を見据えつつ、日本もこれらの政策を参考にすべきであると説き、これらの政策の成果を客観的に評価していくことの重要性を指摘した本論文は、この分野における前衛的な研究として位置づけられるものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。